



平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社キューブシステム
代表者名 代表取締役社長 崎山 收
(コード番号 2335 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 内田 敏雄
(T E L. 03-5447-3340)

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 27 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止と株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 43 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社はこのたび、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を本株主総会終結時をもって廃止することといたしました。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役については、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打切り支給することを本株主総会に付議いたします。

なお、退職慰労金の打切り支給時期は各取締役が当社の取締役を退任した時といたします。

2. 株式報酬制度の導入

(1) 当社は、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。

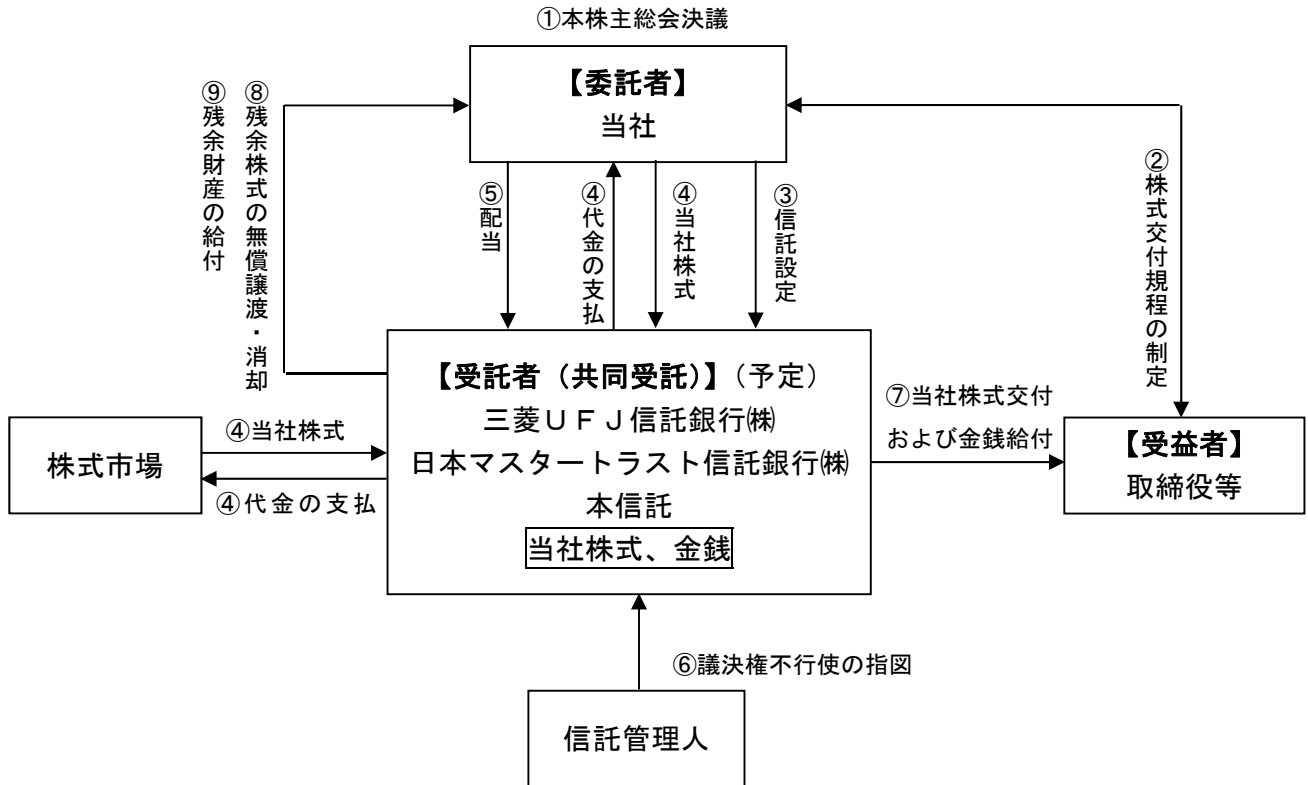
(2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件といたします。また、取締役等が現に株式の交付を受けるのは、原則として、取締役等の退任時となります。

(3) 本制度については、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。B I P 信託とは、米国のパフォーマンス・シェア (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員インセンティブ・

プランであり、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役位および中期経営目標に対する達成度に応じて交付および給付（以下「交付等」という。）する株式報酬型の役員報酬となります。

- (4) 当社は、B I P信託の信託期間が満了した場合、新たなB I P信託を設定し、または信託期間の満了した既存のB I P信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

3. 本制度の概要



- ①当社は本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ることといたします。
- ②当社は取締役会において本制度の導入に関する株式交付規程を制定いたします。
- ③当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、要件を充足する取締役等を受託者とする信託（本信託）を設定いたします。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内といたします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。
- ⑦信託期間中、各事業年度における役位および中期経営目標に対する達成度に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、累積ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りの当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定となっております。
- ⑨受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 28 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「対象期間」という。）※を対象として、各事業年度の役位および中期経営目標に対する達成度に応じた当社株式等を役員報酬として交付等する制度となります。

※下記（4）第 2 段落の本信託の継続が行われた場合には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

本株主総会では、本信託に拠出する金額の上限および取締役等が付与を受けることができるポイント（下記（5）に定める。）の 1 年当たりの上限総数その他必要な事項を決議いたします。

なお、下記（4）第 2 段落の本信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、その退任後に受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）の累積ポイント数（下記（5）に定める。）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ①対象期間中に当社の取締役等として在任していること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）
- ②取締役等を退任していること※
- ③在任中に一定の非違行為その他の禁止行為を行った者でないこと
- ④在任中に機密保持義務その他の重要な義務に違反した者でないこと
- ⑤正当な解任事由に基づき取締役等を解任された者または取締役会による辞任勧告に従い辞任した者でないこと
- ⑥下記（5）に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑦その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、信託期間（下記（4）第 3 段落の信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時においても本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

(4) 信託期間

平成 27 年 8 月 24 日（予定）から平成 30 年 8 月末日（予定）までの約 3 年間といたします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、さらに 3 年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間（上記の本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に受益者

要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間は本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役等に交付等される当社株式等

取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度における役位および中期経営目標に対する達成度に応じてポイントが付与されます。なお、在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じた調整を行います。

ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われます。

各取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式100株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。なお、当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託から交付される当社株式の上限株数

信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は、200百万円*を上限といたします。

※信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託へ拠出する信託金の上限額は、従来の役員退職慰労金制度の下における取締役等の退職慰労金引当額等を考慮し、信託報酬および信託費用を加算して算出しております。

本株主総会では、取締役等が付与される1年当たりのポイントの総数を1,100ポイントとして承認決議を得る予定であり、かかる決議がなされた場合、取締役等が本信託から交付等が行われる当社株式等は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、本信託が取得する当社株式の株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる1年当たりのポイントの総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株数（330,000株）を上限といたします。なお、当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の株式取得資金および取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しております。取得の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

(8) 当社取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を満たす当社取締役等が退任する場合（または死亡した場合）、当該取締役等には、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）までに付与されていた累積ポイント数の一定割合に相当する数の当社株式については本信託から交付され、残りの当社株式については本信託内で換価処分した相当額の金銭が給付されます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

信託期間中は経営への中立性を確保するため、本信託内にある当社株式（すなわち上記（5）により当社の取締役等に交付される前の当社株式）の議決権は行使されません。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てら

れます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、取締役等に対して給付されることとなります。

(11) 信託終了時の取扱い

信託終了時に残余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託期間（上記（４）第３段落の信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の終了時に、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 受益者要件を充足する当社の取締役等に対し、一定の当社株式等の交付等を行うことで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 平成27年8月24日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 平成27年8月24日（予定）～平成30年8月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 平成27年10月1日（予定） |
| ⑩ 議決権 | 行使しないものといたします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 200百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑭ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定となっております。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定となっております。 |

以 上